

自動販売機設置事業者募集要項

屋久島町商工観光課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を熟読の上、各事項をご承知の上お申し込みください。

1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	設置面積	台数	位置
1	屋久島町安房 2739 番地 343	屋久杉自然館前シャトル バス乗り場	0.5 m ² 以上 2.0 m ² 未満	1 台	別紙

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 町の指名停止措置を受けている者、屋久島町物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適當な行為によるものである場合に限る）を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 本町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 本町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が本町と契約を締結すること又は本町との契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により本町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて本町との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 町税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 応募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は平成29年 9 月 1 日から平成30年 3 月 3 1 日とします。ただし、使用者の使用状況を勘案して支障がないと本町が判断する場合は、当初本町が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から 5 年を限度に引き続き使用許可を受けることができます。（1 年更新）

また、許可期限の 3 ヶ月前までに引き続き継続するか否かを明らかにすること。

② 使用料

本町が設定する最低使用料（税抜額）以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

提示した応募価格（税抜額）に百分の百八を乗じて得た額をもって年額使用料とします。なお、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

使用料は本町が発行する納入通知書により、本町が指定する期限までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費は全額を設置事業者の負担とし、本町が指定する期限までに全額納入してください。光熱水費の金額は、次の計算によるものとします。

【電気使用料】

自動販売機に設置する電気量子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて得た額の合計とします。

なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

④ 必須条件

- ・ 設置する自動販売機の大きさ（面積）は、1 公募物件に設置可能面積を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。また、十分な転倒防止措置を行い、安全に設置してください。
- ・ 屋久島町空き缶等散乱防止条例を遵守すること。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料及び光熱水費の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2－(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件 番号	販 売 品 目 の 条 件
1	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、スポーツ飲料、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類を含むこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理（3月1日から11月30日までの間は毎日行うこと）を適切に行うこと。
- ② 清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を屋久島町に請求することができません。

4 参考データ

縄文杉シャトルバス利用者の推移（往路分）

（単位：人）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
平成25年	6,998	6,017	9,158	4,556	9,070	13,958	11,055	6,945	5,466	73,223
平成26年	6,895	5,987	9,236	4,349	8,086	10,360	10,107	5,666	5,280	65,966
平成27年	6,155	4,872	8,897	3,604	4,785	8,593	8,356	5,963	4,417	55,642
平成28年	6,320	4,279	7,834	3,143	5,674	9,495	7,282	4,871	4,847	53,745

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

（郵送で申し込む場合）

申込期間 平成29年8月2日（水）～8月15日（火）必着

送り先 〒891-4292

屋久島町宮之浦1593番地

屋久島町役場 商工観光課 観光係 宛

（持参する場合）

申込期間 平成29年8月2日（水）～8月15日（火）

【土日祝日を除く午前8時30分～正午、午後1時～午後5時】

提出先 屋久島町宮之浦1593番地

屋久島町役場 商工観光課 観光係

※ 郵送、持参いずれの場合も封筒表面に「自動販売機応募」と朱書きしてください。

(2) 必要な書類

- ① 応募申込書
- ② 誓約書
- ③ 設置を希望する自動販売機のカatalog

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、屋久島町が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。
- (3) 設置事業者の決定は、平成29年8月17日（木）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、屋久島町ホームページに決定金額及び設置事業者名（法人の場合は法人名）を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、平成29年8月25日（金）までに、下記提出書類を提出してください。

【行政財産使用許可申請提出書類】

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカatalog（機器の使用、寸法がわかるもの）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。
- (2) 応募申込みに当たって現地確認を行う場合は、事前に下記までご連絡をお願いいたします。

募集に関する問い合わせ先

屋久島町役場 商工観光課 観光係

電話 0997-42-0100（内線221）